

第70号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号及び第3項中「55の項」を「57の項」に改める。

別表中66の項を68の項とし、56の項から65の項までを2項ずつ繰り下げ、55の項の次に次のように加える。

56	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定	1件につき	27,000円
57	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可	1件につき	120,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年8月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴い、新たな事務に係る手数料の追加を行うため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。